

公共事業の説明責任 (アカウンタビリティ) 向上の取組み状況

建設大臣官房技術調査室技術審議官付補佐

みぞぐち ひろき
溝口 宏樹

1 はじめに

建設省では、平成11年2月に「公共事業の説明責任(アカウンタビリティ)向上行動指針」を策定し、平成11年度から行動指針に基づき、建設省全体で公共事業の説明責任(アカウンタビリティ)向上に取り組んでいます。

ここでは、行動指針初年度の平成11年度における取組み状況を中心に紹介します。

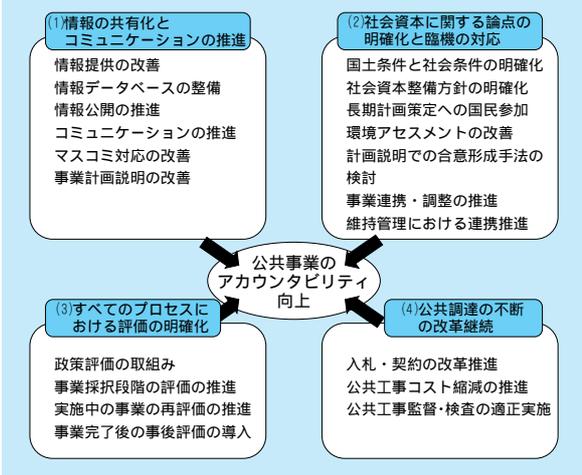
2 説明責任向上の取組み 推進のために

(1) 行動指針

建設省では、従前から、入札・契約制度の改革、公共工事のコスト縮減、事業評価システムの導入などに取り組んできました。しかし、アンケート結果等を見ても、現下の公共事業は、国民から見て十分納得のいくものになっておらず、また、基本的な情報が国民に十分伝わっていない状況にあります。

こうしたことから、公共事業を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図ると同時に、わかりやすい情報を積極的に国民に提供し共有していくことが重要であり、これが建設省に課せら

図 1 アカウンタビリティ向上のための具体的措置



れた「説明責任(アカウンタビリティ)」であるという考え方の下、平成11年2月に「公共事業の説明責任(アカウンタビリティ)向上行動指針」を策定しました。

行動指針においては、アカウンタビリティ向上のための具体的措置として4分野20項目を掲げており、建設省および関係団等では、関係部局相互の緊密な連携を図りつつ、公共事業のアカウンタビリティ向上に努めているところです。

(2) 各地方建設局での行動計画の策定

地域に密着して公共事業を実施している地方建設局では、地域の特徴や実情を踏まえた取組みが

不可欠であることから、行動指針に基づき、各地方建設局ごとの行動計画を平成11年度に策定しました。

行動計画では、各地域の状況を踏まえた「基本方針」や「重点施策」を示すなど、それぞれの地域の特徴を出した内容となっています。また、多くの各地方建設局では、職員の意識改革を行動計画の柱の一つに掲げるなど、アカウンタビリティ向上のためには、まず職員自ら意識を高めていくことが必要との認識の下、取り組んでいます。

(3) 説明責任向上のための推進体制の充実

行動指針・行動計画に基づく諸施策を効果的に進め、アカウンタビリティを向上するため、建設本省・各地方建設局では推進体制を整備し、組織的に施策を実行しています。また、職員の意識向上等のため、講習会や研修の充実を図っています。

事例

- ・ 本局における事業広報官、事務所における地域広報官を新たに選任（関東地建）
- ・ ディスカッション方式や他業種講師の講義を取り入れ、説明力やコミュニケーション力を磨く職員研修を実施（中部地建）



説明責任向上の取組み状況

(1) インターネットを通じた情報提供・共有化の推進

平成11年度に、新たに84工事事務所等でホームページを開設し、全事務所に対するホームページ開設事務所の割合は、平成10年度末時点の50%から平成11年度末時点には80%に拡大しています。

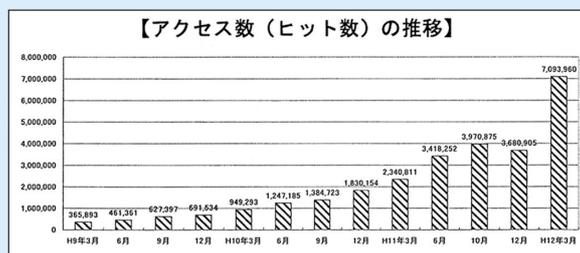
また、平成12年2月に建設省ホームページを大幅改定し、「量」、「質」、「使いやすさ」を目指して内容の充実を図りました。

平成12年3月のアクセス数（ヒット数）は、平成11年3月の234万件から、約3倍の709万件へ増加しています。

事例

- ・ 公共事業に対する国民の方々の批判に答えた「公共事業の10の論点」を掲載
- ・ 重要政策課題に対する考え方を示した行動指針等や社会資本の整備方針を明示した資料の掲載（前年度の2倍以上）を推進
- ・ 地方公共団体の公共事業担当部局とのリンクを新たに設定
- ・ 東北地建仙台工事事務所では、インターネット

図 2 建設省ホームページの充実



- 【パブリック・コメントなど意見募集の例】
- <パブリック・コメント>
- ・ 海岸法施行令、海岸法施行規則等の一部改正に関する意見募集
 - ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行令に係る意見公募
 - ・ 建築基準法施行令の一部改正に関する意見募集
 - ・ 下水道法施行令、下水道法施行規則等の一部改正に関する意見募集
 - ・ 建築士の処分基準に関するパブリック・コメントの実施 ほか
- <その他意見募集>
- ・ 建設白書に関するご意見
 - ・ 建設省の公共工事コスト削減対策に関する取り組み
 - ・ 美しいまちなみや景観の形成についての意見募集 ほか

【「公共事業の10の論点」の掲載】



公共事業は、国民の安全で快適な暮らしやわが国経済社会の発展のため、大きな役割を果たしていますが、一方で、「公共事業には無駄が多い」とはじめ、様々な批判があります。そこで、このような批判のうち、主要なものを10の論点として取り上げ、それらに対して、現在、どのような取組みがなされているかを、具体的なデータもまじえながらまとめてみました。社会資本整備は、事業の実施に当たっての行政の説明責任の向上や、国民と行政とのコミュニケーションを通じて、双方の信頼関係のもとに進めていく必要があります。今後とも、正しい批判については、これを真摯に受けとめ、社会資本整備を進めていくことが重要であるといえます。

目次

1. 公共事業は必要な事業が行われていないのではないか。
1. 公共事業のシェアは固定化しているのではないか。
2. 建設国債と赤字国債の区分があるから、ムダな事業が行われているのではないか。

図 3 i mode 対応携帯電話での情報提供



を利用した情報提供として、i mode 対応携帯電話により、路面情報、駐車場情報、気象情報を提供

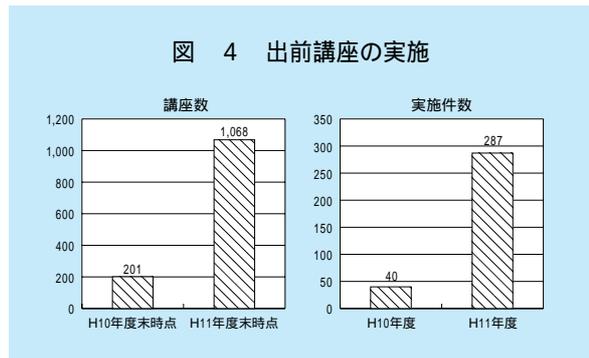
(2) 「道の相談室」による道路サービスの向上道路に関する国民の皆さんの身近な相談窓口として、平成10年に東京23区と高知県で試行的に開設して以来、平成11年度には、本格的に全国各地での開設を進め、新たに21の自治体で開設しました。開設エリアの拡大とともに、相談の受付件数も増え、平成11年4月には133件/月だったものが、平成12年3月には419件/月と約3倍に増加しています。いただいたご意見は、体系的に把握して道路行政の施策立案に反映させていくこととしています。

(3) 「出前講座」によるコミュニケーションの充実

国民の皆さんと行政側が直接接し、コミュニケーションを図る場として「出前講座」を設置し、施策の内容や方向等について説明等を行っています。

平成10年度には本省と中部地建での実施でしたが、平成11年度には新たに4地建（東北、関東、中国、四国）で開始し、全国展開を図っています。平成11年度は、前年度と比べると、講座数は約5倍の1,068講座、実施件数は約7倍の287件へと増加しています。実施先の内訳（建設本省）を見ると、地方自治体等行政機関が約半数で、業界

図 4 出前講座の実施



関係団体が約3割、教育関係機関・市民団体等が約2割となっています。また、この場でいただいたご意見やご要望は、今後の施策へ反映させていくこととしています。

(4) 河川の計画策定段階での幅広い意見の聴取

平成9年の河川法改正により、河川整備計画策定段階での幅広い意見の聴取等が規定されました。平成11年12月には全国の一級河川において、初めて6水系で新しい河川整備基本方針が策定され、これを受け、その中の大野川（大分県・熊本県・宮崎県）では、大野川の特性を活かし個性あふれる川づくりのため、河川整備計画の原案を公表し、河川整備計画の策定に向けて、幅広い意見の聴取をスタートしました。インターネットを通じてあらゆる方々が意見をいえる「開かれた窓口」を設置するとともに、学識経験者から構成される流域委員会や、NGO、環境アドバイザー等との意見交換を実施しています。

(5) 環境影響評価法に基づきスコーピング手続きを導入

平成11年6月に施行された環境影響評価法に基づき、事業計画の早期の段階でスコーピング手続きを導入し、住民の方々や専門家等の意見・要望を反映させています。平成10年度には、環境影響評価法の施行に先駆けて、新しい手続きによる3件の環境影響評価を実施し、同法が施行された平成11年度には、実施中のものも含めて新しい手続きによる19件の環境影響評価を実施しました。

(6) 社会実験による新しい地域づくり、仕組みづくりの推進

地域と建設省とが連携し、社会的に大きな影響

図 5 社会実験による新しい地域づくり・仕組みづくり

エコ・パークアンドライド実験（神奈川県海老名市）の例

【実験実施団体】

海老名市、神奈川県、建設省他

【地域の課題・背景】

- ・渋滞・環境対策と郊外都市駅前の計画的な開発の複合対策の必要性
- ・駅周辺での効率的駐車場確保とパークアンドライドの両立

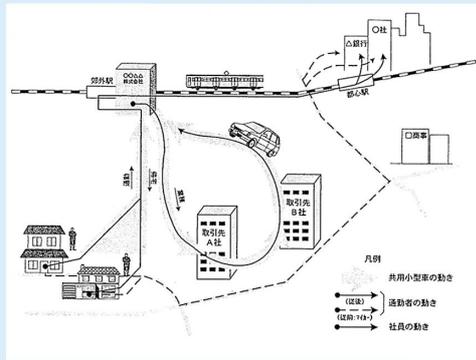
【実験概要】

1台の電気自動車を朝夕は市民が通勤に利用し、日中は事業者が業務で利用する共同利用方式とパークアンドライドの複合システム

【評価ポイント】

利用継続性、自動車通勤からの転換可能性、企業の導入意向など

【概念図】



を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち社会実験を実施し、その効果の把握と課題等の明確化を図るとともに、住民の方々との合意形成に役立てています。

平成11年度は、初めて公募による実施地域の選定を行い、6地域（世田谷区、海老名市、鎌倉市、豊田市、大阪府、松江市）で社会実験を実施し、その評価についてとりまとめをしています。

(7) 事業完了後の事後評価の導入

これまで実施してきた新規事業採択時評価および実施中事業の再評価に加え、平成11年度から、完了した事業について適切な改善措置等を検討することより、事業の効率性および透明性の一層の向上を図るため、事後評価を試行的に導入しました。

平成11年度は、「建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)」を策定し、25の事業について事後評価の試行を行っています。各地方建設局等に設置されている事業評価監視委員会を活用しながら、事業の効果、事業による環境影響、事業を巡る社会経済情勢等の変化等について、評価を実施しています。

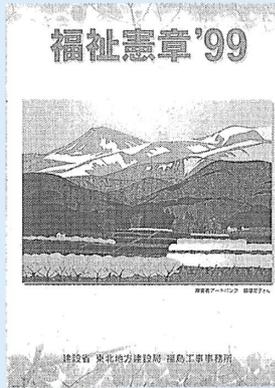
(8) 地方建設局工事契約関係資料の公表

国民の方々に公共事業に係わる情報を積極的に開示し、入札・契約制度の更なる透明性を確保するため、平成11年度、地方建設局が平成10年度に発注した建設工事等の実績および入札契約に係る

表 1 工事契約に関する資料をとりまとめた冊子の公表

第Ⅰ	工事	有資格業者関係	・工事請負有資格業者数 ・経常建設共同企業体数 ・有資格組合数
第Ⅱ	工事	契約状況関係	・契約金額 ・件数 ・契約方式別・工種別契約状況 ・等級別契約状況 ・共同企業体契約状況 ・低入札価格調査制度による対象調査結果 ・履行保証制度導入状況 ・一般競争入札方式実施状況 ・公募型指名競争入札方式実施状況 ・施工計画審査タイプの契約実施状況 ・工事希望型指名競争入札方式実施状況 ・一般競争入札方式の結果一覧表 ・工事別入札不調時の対応状況 ・入札方式別入札不調時の対応状況 ・スライド条項適用状況 ・天災不可抗力条項適用状況
第Ⅲ	工事	発注標準関係	・平成9年～12年度各工事種別の等級および契約予定金額
第Ⅳ	コンサル	有資格業者数契約状況関係	・建設コンサルタント業務等有資格業者数 ・契約状況 ・公募型プロポーザル方式実施状況 ・公募型競争入札方式実施状況 ・簡易公募型入札方式実施状況 ・標準プロポーザル方式実施状況
第Ⅴ	その他		・工事における契約保証金充当 ・工事入札辞退状況 ・公正入札調査委員会関係状況 ・入札監視委員会関係状況 ・指名停止実績 ・労働災害事故発生状況 ・完成工事未収入金債権流動化の実績について ・下請セーフティネット債務保証実行工事内訳

図 6 具体的な整備目標を宣言し福祉のまちづくりを推進



1. 福島工事事務所が地域の福祉向上に貢献する事務所となるよう努めます。

1-1. 福島工事事務所庁舎の完全バリアフリー化に努めます。

今年度は以下について、庁舎耐震工事の進捗を見ながら進めていきます。

- 身障者用駐車場を設置します。
- 車椅子等の通行の支障にならないよう廊下を整理整頓します。
- 庁舎案内図、公示掲示板を見やすいよう改善します。
- 入札室、縦覧室は常に明るく清潔に使いやすくします。

☆担当は私です。(総務課長 紺野孝好 連絡先：024-546-4331内線211)
(経理課長 伊藤文則 連絡先：024-546-4331内線221)

1-2. 事務所・出張所に身障者用トイレを設置し、地域の皆様にお使いいただけるようご紹介します。

現在、身障者用トイレが併設されている出張所、及び事務所の所在地は下記のとおりです。
(事務所・出張所が別庁となる土・日曜及び祝祭日以外はご自由にご利用いただけます。)

- 福島工事事務所 (福島市巖崎字榎平36)
- 伏黒出張所 (伊達郡伊達町大字崎字中32-1)
- 荒川砂防出張所 (福島市荒井字地蔵原甲2-14)
- 福島国道維持出張所 (福島市黒岩字浅井11)

☆担当は私です。(総務課長 紺野孝好 連絡先：024-546-4331内線211)

資料をとりまとめた冊子を作成し、対象年度から2年間、建設本省および各地方建設局の閲覧場所にて公表を始めました。

(9) 公共工事コスト縮減の推進と取組み状況の公表

限られた財源を有効に活用し、社会資本整備を着実に進めるため、平成9年に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」等に基づき諸施策を実施し、毎年、実施状況を公表してきました。

平成11年度は3年間の取組みの最終年度であり、3年間の実施結果の全体とりまとめを行いました。関係者が一致協力して取り組む体制を構築し、工事1件ごとに創意工夫したことにより、10%以上の縮減を目指すという数値目標に対し、縮減率は9.8%（建設省関係）となり目標を概ね達成しました。平成12年度以降においても、新たな行動指針等を策定し、公共工事の総合的なコスト縮減を進めています。

(10) その他特徴的な取組み事例

① わかりやすい洪水予報を住民の方々へ提供（関東地建）

住民の方々にとってわかりやすい洪水予報とするため、従来の方式の大幅な見直しを行い、わかりやすいものへと改めました。主な改善点として、専門用語によらない平易な文章による表現、危険度合いの明確化、水位変化と予測水位のグラ

フ化等が挙げられます。平成11年度は関東で試行し、平成12年度以降は全国へと拡大し、出水時における住民の方々の重要な情報源として活用できるよう努めています。

② 具体的な整備目標を宣言し福祉のまちづくりを推進（東北地建）

高齢者や障害者の方々などに配慮したまちづくりを目指して、福島工事事務所全職員の参加による「福祉クラブ」が発足しています。平成11年度は、障害者の方々と現地調査を行い、具体的な整備目標を明確に宣言した「福祉憲章'99」を作成・公表するとともに、点字版パンフレットの作成を行いました。同クラブの活動は自治体へも拡がり始め、福祉のまちづくりに向けて地域の連携が深まりつつあります。

4 おわりに

平成11年度の1年間の取組みを通じて、今後の課題はまだまだ多いものの、従前と比較してアカウンタビリティ向上の取組みは少しずつではありますが前進しつつあると感じられます。今後は、これまでの取組み結果や国民の皆さんのご意見を踏まえながら、職員自らがさらに意識を高め、改善を図り、公共事業のアカウンタビリティ向上を一層推進してまいりたいと考えています。